号外第七十号

平成二十五年 (月曜日)

次

目

教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程.....

(職員福利課) ...

人事委員会

人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則)

部を改正する規則......

収用委員会

ത

(職 員 課) :: 吴

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則....... (監 理 課)

: 章

教 育 委 員

青森県教育委員会訓令甲第十号

庁

先 関 般

出

所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

青 森 県 教 育委員 会

目次

青森県教育委員会文書取扱規程

本庁における取扱い

第一款

第 _ 款 収受及び配布 (第二十二条 第二十五条)

第三款 処理 (第二十六条 第三十八条)

第四節 出先機関及び教育機関における取扱い (第四十六条 第四十八条)

第一節 管理体制等 (第五十条 第五十五条)

第二節 行政文書の管理

第一款

保存 (第六十条 第六十八条)

第四款 移管、廃棄等 (第六十九条 第七十二条)

第五款 管理状況の報告等 (第七十三条・第七十四条)

第三節 特定歴史公文書の保存、利用等 (第七十五条 第七十九条)

第四章 雑則 (第八十条 第八十二条)

附則

第一 章

第一条 この規程は、別に定めるもののほか、青森県情報公開条例 (平成十一年十二 扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等に関し必要な事 月青森県条例第五十五号。以下「情報公開条例」という。) の適正かつ円滑な運用 に資するとともに、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするため、文書の取

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 文書の取扱い

第一節 通則 (第三条 第八条)

第二節 公印 (第九条 第十八条

通則 (第十九条 第二十一条)

第四款 浄書、公印の使用、発送等 (第三十九条 第四十五条)

第五節 雑則 (第四十九条)

第三章 行政文書の管理等

作成 (第五十六条・第五十七条)

整理 (第五十八条・第五十九条)

項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 除く。) をいう。 一 行政文書 情報公開条例第二条第二号に規定する行政文書 (特定歴史公文書を
- をいう。 ことができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) を含む。以下同じ。) ム及び電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する二 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書その他の文書 (図画、写真、フィル
- 三 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。
- 管されたもの及び第六十九条の規定により特定して保存しているものれた歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関をいう。以下同じ。) に移イ 公文書センター (情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関から移管さ
- もの(イに掲げるものを除く。) ロー法人その他の団体又は個人から公文書センターに寄贈され、又は寄託された
- **五 出先機関 組織規則第十一条及び第十二条の二に規定するものをいう。**

青

森

する県立学校をいう。 青森県立郷土館及び青森県教育委員会の所管に属青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館及び青森県教育委員会の所管に属六 教育機関 青森県立図書館、各少年自然の家、青森県総合社会教育センター、

第二章 文書の取扱い

第一節 通則

(文書の取扱いの原則)

第三条 職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱

い、常にその処理経過を明らかにしなければならない。

(課長等の責務)

進に努めなければならない。
及び文書の取扱いに習熟させ、かつ、随時文書の処理状況を調査し、事務処理の促第四条(本庁の課長、出先機関の長及び教育機関の長は、常に職員をして文書の作成

は、それぞれ上司の指揮を受けて、常に文書の処理状況を明らかにし、事務処理の2(本庁のグループマネージャー、出先機関の課長及び教育機関の課長又は事務長等)

推進に努めなければならない。

(職員福利課長の責務)

(閲覧の制限) て随時調査し、文書事務が円滑かつ適正に処理されるよう指導しなければならない。第五条 職員福利課長は、本庁、出先機関及び教育機関の文書事務の処理状況に関し

か、職員以外の者に閲覧させてはならない。 者 (出先機関及び教育機関にあっては、それぞれの長) の承認を得た場合を除くほ第六条 文書は、法令等に特別の定めのある場合又はあらかじめ課長以上の職にある

(文書の種類)

第七条 文書は、その性質により次のとおり区分する。

示文書以外のもの 一般文書 往復文書、部内文書及びその他の文書で法規文書、令達文書及び公

二 法規文書

規則

三 令達文書

イ 訓令甲 所属機関又は所属職員の全部又は一部に命令し、公表するもの

ロ 訓令乙 所属機関又は所属職員の一部に命令し、公表しないもの

ハ 内訓 訓令のうち秘密事項を内示するもの

行うために発するもの 指令 個人又は団体からの申請又は願出に対して許可、認可等の行政処分を

命じ、又は行政処分を取り消すために発するもの ホー達 特定の個人又は団体に対して特定の事項について作為若しくは不作為を

四 公示文書

イ告示

口公告

(公文例式)

第八条 文書の例式は、別に定める。

第二節 公印

(公印の種類

第九条公印は、職印及び庁印の二種とする。

職印は、次に掲げるとおりとする。

2

一委員長印

- 教育長印 (正、 委員長職務代行者印 副印各一)
- 兀 五 教育次長印 教育長職務代行者印
- 課長印 (各課長共通とする。) 教育事務所長印
- 埋蔵文化財調査センター 所長印
- 図書館長印
- 少年自然の家所長印
- + 総合社会教育センター所長印
- 総合学校教育センター 所長印
- 郷土館長印
- 校長印
- 3 庁印は、次に掲げるとおりとする。
- 教育委員会印 (正、副印各一)
- 学校印 (正、副印各一)
- 前二項に掲げるもののほか、必要な公印を設けることができる。
- 第十条 前条の規定にかかわらず、特殊な事務を処理する課においては、教育長の承 認を得て専用の公印 (以下「専用公印」という。) を設けることができる (専用公印)
- 第十一条 公印を調製し、又は廃止したときは、告示する。

(公印の告示)

- (公印のひな型及び寸法) 公印のひな型及び寸法は、別表第一のとおりとする。
- 第十二条 (公印の保管者)
- 専用公印は専用の承認を受けた課長が、 本庁の公印は職員福利課長が、 それぞれ保管しなければならない。 出先機関及び教育機関の公印はその長が、
- 【保管の方法等】
- 第十四条 は厳正を期さなければならない。 公印は、堅ろうな容器に納め、 錠を施し、一定の場所に置き、その取扱い
- 2 合を除くほか、 公印は、当該公印を保管する者 (以下「公印保管者」という。) の承認を得た場 前項の場所以外の場所に持ち出してはならない

(公印の調製等)

第十五条 る公印の調製にあっては職員福利課長) 教育長に提出し、 公印の調製は、公印保管者 (新たに設置される出先機関又は教育機関に係 その承認を得て行うものとする。 が、公印調製承認申請書 (第一号様式) を

届 前項の規定により公印を調製し、 (第二号様式) を職員福利課長に提出しなければならない 又は廃止したときは、速やかに公印調製 (廃止)

(公印の登録)

2

第十六条 職員福利課長は、公印台帳 ばならない。 る届出があったときは、 公印の印影、 (第三号様式) を備え、前条第二項の規定によ 種類その他必要な事項を登録しておかなけれ

(公印印影の印刷等)

第十七条 一定の字句及び内容の文書を多数印刷する場合においては、当該文書に押 印すべき公印の印影を当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができ

- 3 においては、当該文書を厳重に保管し、印影刷込文書受払簿 (第四号様式) により、 第一項の規定により文書と同時に公印の印影を印刷して公印の押印に代えた場合

前項の規定による公印の印影を印刷することができる文書は、告示で定める。

(公印の紛失等の届出)

その受け払いを明確にしておかなければならない

第十八条 公印保管者は、公印を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨及び その理由を教育長に届け出なければならない。

第三節 本庁における取扱い

第一款

(帳票及びその作成管理

第十九条 号までに掲げるものにあっては各課長が、それぞれ作成し、及び管理するものとす 第一号から第七号までに掲げるものにあっては職員福利課長が、第八号から第十三 本庁における文書の取扱いに必要な帳票は、次の各号に掲げるとおりとし、

- 公印台帳
- 県報登載簿 (第五号様式
- 令達番号簿 (第六号様式)

兀 親展文書等配布簿 (第七号様式)

- 七 文書配布簿 (第九号様式) 六 金券・現金封入書類配布簿 (第八号様式)五 書留郵便物配布簿 (第七号様式)
- 九書留郵便物配布簿(第七号樣式
- 金券・現金封入書類配布簿 (第八号様式)
- 十一 文書処理簿 (第十号様式)
- 十二 印影刷込文書受払簿
- -三 事前押印文書受払簿 (第四号樣式)

(文書記号及び文書番号)

2 前項本文の場合において、当該文書が親展又は秘密のものであるときは、文書記及び文書番号を付することが適当でないものについては、この限りでない。文書番号を付さなければならない。ただし、契約書、感謝状、書簡その他文書記号第二十条 一般文書で施行を要するものには文書記号及び文書番号を、収受文書には

3 文書記号は、別表第二のとおりとする。

の次に「親」の文字を加えるものとする。

- ー連番号とする。ただし、同一事案に関する文書の文書番号は、同一の番号とする。4 文書番号は、文書処理簿又は親展文書等処理簿により付し、会計年度間を通じて

(法規番号、令達番号及び告示番号)

び告示番号を付さなければならない。 第二十一条 法規文書、令達文書及び告示文書には、それぞれ法規番号、令達番号及

号とする。ただし、訓令乙にあっては会計年度間を通じて一連番号とする。訓、指令及び達にあってはそれぞれの令達番号簿により付し、年間を通じて一連番2(前項の番号は、規則、訓令甲及び告示にあっては県報登載簿により、訓令乙、内

第二款 収受及び配布

(職員福利課における処理)

り収受し、及び配布しなければならない。第二十二条(本庁に到達した文書又は物品は、職員福利課長が、次に掲げる方法によ

の場合において次に掲げる文書については、すべて開封し、その主管課を確認し一 書留、親展及び秘扱いの表示のある文書を除き、主管課長に配布すること。こ

(直接到達文書の回付

項を記入し、受領印を徴すること。た上で、文書の余白に収受日付印(第十一号様式)を押し、文書配布簿に必要事

- 各省庁からの指令、通知等の文書
- その他の文書で処理上特に必要と認められるもの
- て主管課長に配布すること。 主管課の判明しないものは、開封し、その主管課を確認した上で、封皮を添付し日付印を押し、封をしたまま主管課長に配布し、受領印を徴すること。ただし、二 書留の表示のあるものは、書留郵便物配布簿に必要事項を記入し、封皮に収受
- の所属する課の長に配布すること。配布し、受領印を徴し、その他の職員宛のものはこれらの手続を省略してその者委員、教育長、教育次長宛のものは教育政策課長に、課長宛のものはその課長に親展及び秘扱いの表示のあるものは、親展文書等配布簿に必要事項を記入し、
- 布簿に必要事項を記入し、主管課長に配布し、受領印を徴すること。 文書に金券、有価証券又は現金を添えてあった場合は、金券・現金封入書類配
- 六 二以上の課に関係のある文書又は物品を受領したときは、当該文書又は物品に白に収受の時刻を朱書して証印し、封皮を添付して主管課長に配布すること。五 訴訟等収受日時が権利義務の得喪に関係のあるものは、開封し、その文書の余
- (主管課における処理)

係る事務を主として担当する課の長に配布すること。

掲げる方法により処理しなければならない。第二十三条 主管課長は、前条の規定により文書又は物品を配布されたときは、次

- 付印を押し、文書番号を記入すること。で、その者の指示により親展文書等処理簿に登載して、その文書の余白に収受日一(親展及び秘扱いの表示のあるものは、開封しないで当該宛名の者に配布した上
- マネージャーに配布すること。 金を添えてあった場合は、金券・現金封入書類配布簿に登載して、担当グループニ 書留の表示のあるものは、書留郵便物配布簿に、文書に金券、有価証券又は現
- 略することができる。ネージャーに配布すること。この場合において軽易な文書については、登載を省ネージャーに配布すること。この場合において軽易な文書については、登載を省その文書の余白に収受日付印を押し、文書番号を記入した上で、担当グループマー 前二号に掲げる文書以外の文書は、点検して受領し、文書処理簿に登載して、

(料金未払の文書等)

第三款(処理)がたものに限り、その未払金額又は不足金額を支払って、受け取ることができる。第二十五条(料金未払又は料金不足の文書又は物品は、職員福利課長がその必要を認

|十六条||主管課長は(処理方針等の指示)

と記載し、閲覧に供することができる。ならない。ただし、処理の手続を必要としない文書については、その欄外に「呈覧」がループマネージャーに処理方針及び処理期限を示して速やかに処理させなければ第二十六条 主管課長は、配布された文書について、自ら処理するものを除き、担当

(起案)

られるものにあっては、起案用紙を用いないことができる。の余白に記載して処理できるものその他起案用紙を用いることが適当でないと認めだし、定例のもので様式の定めがあるもの、軽易な文書で直ちに処理案を当該文書第二十七条 文書の起案は、起案用紙(第十二号様式)を用いなければならない。た

起案用紙の処理期限欄に当該標準処理期間の満了日を記入しなければならない。月青森県条例第十七号) 第六条の規定による標準処理期間が定められているときは、政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第六条又は青森県行政手続条例 (平成七年七2 起案用紙を用いて文書を起案する場合において、その決裁に係る事項について行

青

(起案の要領)

第二十八条 文書の起案は、簡潔かつ正確でなければならない。

- この限りでない。 るものとする。ただし、その決裁に係る事項が定例又は軽微なものであるときは、 2 文書の起案には、その決裁に係る事項について、処理案の要旨及び理由を記載す
- らない。 規その他参考事項を当該起案の末尾に付記し、かつ、関係書類を添付しなければなり、前二項の規定によるほか、必要があると認められるときは、経過の概要、関係法

(施行者名)

てすることができる。(ばならない。ただし、当該文書の性質又は内容により、教育次長又は課長名をもっ第二十九条(文書の施行者名は、教育委員会、委員長又は教育長名をもってしなけれ

(事務担当課名等の表示)

でない場合は、事務担当課名等の全部又は一部の表示を省略することができる。るものとする。ただし、当該文書の性質上、事務担当課名等を表示することが適当者名及び電話番号 (以下「事務担当課名等」という。) を当該文書の末尾に表示す第三十条 施行する一般文書には、当該文書に係る事務を担当する課等の名称、担当

務担当課名等を表示することが適当でない文書については、適用しない。 前項の規定は、勧告、諮問、答申、建議及び議案に係る文書並びに賞状その他事

2

(特殊取扱いの表示)

その起案用紙の上部欄外に朱書しなければならない。第三十一条「次の各号のいずれかに該当する起案文書には、当該各号に定める表示を

- 秘密に属するもの「秘」、「親展」又は「部外秘
- 二 県報に登載するもの 「要県報登載
- 二 官報に登載するもの 「要官報登載」
- 四 新聞に登載するもの 「要新聞登載」
- 五 書留又は速達扱いにするもの 「書留」又は「速達
- 六 配達証明又は内容証明扱いにするもの 「配達証明」又は「内容証

(回議、決裁及び合議)

なければならない。第三十二条 起案文書は、課員に回議して、課長、教育次長及び教育長の順に回議し

しなければならない。 2 他の課に関係のある起案文書は、主管課長の決裁を経た後、当該他の課長に合議

とができる。
なければならない。ただし、記載事項に変更を生じないときは、認印を省略するこ正をしたときは、その加筆又は訂正をした者が当該加筆又は訂正の箇所に認印をし3 起案文書の回議を受けた場合において、当該文書の記載事項について加筆又は訂

- 決定するように努めなければならない。 第三十三条 - 関係課長は、起案文書の合議を受けたときは、直ちに同意又は不同意を

おその意見が一致しないときは、意見を記した付箋を付け、上司の指揮を受けなけ「関係課長は、合議を受けた起案文書に異議があるときは、主管課長と協議し、な

ればならない

(寺ら回り)「要再回」の表示をその起案用紙の上部欄外に朱書するものとする。「要再回」の表示をその起案用紙の上部欄外に朱書するものとする。3 関係課長は、合議を受けた起案文書について決裁後再び回付を要するときは、

ればならない。 るものは、担当者又は当該主管課の職員が合議書類を持ち回りして決裁を受けなけ第三十四条 合議を要する起案文書で緊急に処理を要するもの又は詳細な説明を要す

担当者が持ち回りして決裁を受けなければならない。 2 合議を要する起案文書で重要又は秘密に属するものは、原則として主管課長又は

(起案文書の審査)

第三十五条 起案文書は、職員福利課長の審査を受けなければならない。

きる。 2 職員福利課長は、起案文書のうち、審査を要しないものの範囲を定めることがで

2

(決裁日付印)

月日を記入することができる。 七条第一項ただし書に規定するものについては、決裁日付印の押印に代えて決裁年において、決裁日付印(第十三号様式)を押さなければならない。ただし、第二十育次長の決裁を受けた原議には教育政策課において、これら以外の原議には主管課第三十六条 決裁になった起案文書(以下「原議」という。)のうち、教育長又は教

(法規番号等の付番)

ければならない。
の規定による法規番号、令達番号及び告示番号を付するため職員福利課に回付しな第三十七条 法規文書、令達文書及び告示文書に係る原議は、当該原議に第二十一条

ればならない。 2 一般文書で施行を要するものに係る原議には、文書番号を各課において付さなけ

(原議の廃止等)

にその旨を通知しなければならない。等が第三十二条第二項に規定する手続を経たものであるときは、合議した関係課長留すべきときは、上司の承認を得なければならない。この場合において、当該原議第三十八条 原議及び決裁を受けない起案文書を廃止し、変更し、又はその施行を保

令達番号簿に登載されたものであるときは、職員福利課長に通知しなければならな2 主管課長は、原議を廃止し、又はその施行を保留する場合において、当該原議が

該令達番号を欠番とするものとする。い。この場合において、職員福利課においては、令達番号簿にその旨を記入し、当い。

|四款 | 浄書、公印の使用、発送等

(浄書等)

2

第三十九条 施行を要する文書は、浄書し、及び校合するものとする。

該文書の原議の該当欄に押さなければならない。 浄書した者又はその文書を校合した者は、浄書又は校合を証するための認印を当

(施行文書の審査等)

定により公印の押印を省略する文書については、この限りでない。 員福利課長に回付し、その審査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規第四十条 浄書及び校合を終わった文書を施行しようとするときは、原議とともに職

利課長においてすることができる。訂正その他の必要な措置を求めなければならない。ただし、軽易な訂正は、職員福事項について審査し、その文書が適正を欠くと認めたときは、主管課長に返付して職員福利課長は、前項本文の規定により文書の回付を受けたときは、次に掲げる

決裁の権限のある者が決裁しているか。

一 文書の施行者名が適正か。

第三十二条第二項の規定による合議が適正に行われているか。

Ξ

四 形式が整っているか。

五 文体、用字及び用語が適正か。

六 施行期日が適正か。

なければならない。 て審査し、その文書が適正を欠くと認めたときは、訂正その他の必要な措置を講じ3 主管課長は、第一項ただし書に規定する文書に関し前項各号に掲げる事項につい

(公印等の押印)

に掲げる一般文書 (教育委員会又は委員長を施行者とするものを除く。) について第四十一条 施行を要する文書は、公印を押さなければならない。ただし、次の各号

は、公印の押印を省略することができる。

| 県の機関以外の者に対して施行する文書で次に掲げるもの

県の機関に対して施行する文書 (特に重要なものを除く。

の送付文書 の送付文書、申請書、証明書等で、それ自体に公印が押されている文書

2

親展文書及び秘密に属する文書のうち、職員福利課において発送を要するものは、

- 刊行物、資料等を送付する場合の送付文書
- 資料に関する照会、 回答文書
- \equiv 会議、 研修会等の通知文書
- 朩 権利義務に直接関係しない一定の事実を事務上の参考として通知する文書
- 挨拶状等の書簡文
- 課長を施行者とする文書で軽易なもの
- 2 と表示するものとする。 前項の規定により公印の押印を省略する場合は、施行者名の下に「 (公印省略) 」
- 3 とする。 施行を要する文書のうち行政処分等重要なものについては、 原議と契印するもの

(公印の使用の承認)

第四十二条 公印は、原議により、文書を施行する都度公印保管者の承認を受けて使 用するものとする。

2 けたときは、この限りでない。 公印は、執務時間内に使用しなければならない。ただし、公印保管者の承認を受

(事前押印の承認等)

第四十三条 前条の規定にかかわらず、距離的又は時間的に文書を施行する都度公印 の使用の承認を受けることが困難なときは、公印保管者の承認を受け、あらかじめ 公印を使用することができる。

- 2 簿により、その受け払いを明確にしておかなければならない。 主管課長は、前項の規定により押印した文書を厳重に保管し、 事前押印文書受払
- 3 公印保管者に引き渡さなければならない 主管課長は、 第一項の規定により押印した文書で不用となったものについては、

(発送等)

第四十四条 緊急その他やむを得ない理由により職員福利課に回付することができないものにつ くて いう。) は、職員福利課長が定める国の機関、 て行わなければならない。ただし、職員福利課において発送すべき文書又は物品で (書留、速達その他の特殊取扱いによるものを除く。) にあっては職員福利課にお ては、 その他のものにあっては主管課において行い、電報の発信は、 主管課において直接発送することができる。 文書及び物品の発送 (以下この条及び次条において「文書等の発送」と 出先機関、 教育機関等に行うもの 主管課におい

主管課において封をしなければならない。

3

文書等の発送に係る原議には、発送日付印 (第十四号様式) を押さなければなら

(職員福利課における発送の要領)

第四十五条 ばならない。 職員福利課における文書等の発送は、次に掲げる要領により行わなけれ

- 文書等の発送は、 週二回行うこと。
- ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 郵便による文書等の発送は、料金後納として処理し、所定の手続をとること。

第四節 出先機関及び教育機関における取扱い

帳票及びその作成管理

第四十六条 出先機関及び教育機関における文書の取扱いに必要な帳票は、次のとお りとする。

- 令達番号簿
- 親展文書等処理簿
- 書留郵便物配布簿
- 兀 金券・現金封入書類配布簿
- 五 文書処理簿
- の課長又はグループマネージャーが、学校にあっては事務長又はその職務を行う者 が作成し、及び管理する。 前項各号に掲げる帳票は、 出先機関及び学校以外の教育機関にあっては庶務担当
- 3 を作成することができる。 出先機関の長及び教育機関の長は、 第一項各号に掲げる帳票のほか、 必要な帳票

(文書記号)

第四十七条 文書記号は、別表第二のとおりとし、当該文書が親展又は秘密のもので あるときは、文書記号の次に 「親」の文字を加えるものとする。

2 を、 学校の文書記号については、 定時制の課程に係るものは「定」 文書記号の次に、全日制の課程に係るものは「全」 を、 通信制の課程に係るものは「通」 の文字

(文書の処理)

を加えることができる。

第四十八条(文書の取扱いについては、 準じて処理するものとする。 前二条に定めるもののほか、 本庁の取扱いに

第四十九条。この章に定めるもののほか、電磁的記録の取扱いについては、 る (電磁的記録の取扱い)

第三章 第一節 行政文書の管理等 管理体制等

第五十条
行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存等を行うため、 (管理体制

げる者を置く。 総括文書管理者

副総括文書管理者

文書管理者

(総括文書管理者) 副文書管理者

第五十一条総括文書管理者は、 教育長をもって充てる。

県

2

森

青

報

総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

に関すること。 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿並びに特定歴史公文書の目録の調製

一 行政文書の適正かつ効果的な管理及び歴史公文書の適切な保存に関する研修に 関すること。

三 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する情報公開条例第二条第一号に 規定する実施機関 (教育委員会を除く。) との調整に関すること。

兀 その他行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関する事務の総括に関するこ

(副総括文書管理者)

第五十二条 副総括文書管理者は、職員福利課長をもって充てる。

2 副総括文書管理者は、 前条第二項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補

(文書管理者)

佐するものとする。

てる。

第五十三条 文書管理者は、 本庁の課長、 出先機関の長及び教育機関の長をもって充

2 文書管理者は、 その所掌事務に関する行政文書及び歴史公文書について、次に掲

げる事務を行うものとする。

- 行政文書の保存に関すること。
- 保存期間が満了したときの措置の設定に関すること。

別に定め

- 行政文書ファイル管理簿への記載に関すること。
- 兀 等に関すること。 行政文書ファイルの移管、 特定保存又は廃棄 (移管・廃棄簿への記載を含む。)
- 特定歴史公文書の保存に関すること

五

特定歴史公文書の目録への記載に関すること。

次に掲

- 七 特定歴史公文書の廃棄に関すること。
- 管理状況の報告等に関すること。
- 行政文書の作成、整理その他の管理及び歴史公文書の保存等に関する指導に関

(副文書管理者)

すること。

第五十四条 副文書管理者は、本庁のグループマネージャー、出先機関の課長及び教 育機関の課長又は事務長等をもって充てる。

のとする。 副文書管理者は、前条第二項各号に掲げる事務について文書管理者を補佐するも

(職員の責務)

第五十五条 職員は、この規程並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、 行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存等を行わなければならない。

第二節 行政文書の管理 第一款 作成

(責務)

第五十六条 及び事業の実績を合理的に跡付け、 職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務 又は検証することができるよう、 処理に係る事

案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない

(様式等の反復利用)

第五十七条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、 電子掲示板等を活用し、 職員の利用に供するものとする。

第_款 整理

(保存期間の設定等)

第五十八条 職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政文書について、

その事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付 定しなければならない するとともに、次に掲げるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設

- 保存期間については、 次によること
- 該保存期間とすること 法令又は条例、規則等による保存期間の定めがある行政文書にあっては、 当
- る保存期間とすること。 準を参酌し、 イに規定する行政文書以外の行政文書にあっては、 総括文書管理者がその事務及び事業の性質、 別表第三の保存期間の基 内容等に応じて定め
- 一年以上の保存期間とすること。 イ及び口に規定するもののほか、歴史公文書に該当する行政文書にあっては、
- 保存期間の満了する日については、次によること。
- 日)とすること。 取得日」という。) の属する年度の翌年度の四月一日 (同日以外の日を保存期 場合にあっては、文書作成取得日から一年以内の日で当該文書管理者が定める 間の起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める 保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日 (以下「文書作成
- ては、保存期間の満了する日を設定することを要しないこと。 文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書にあっ
- 2 相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるもの ばならない。 に限る。) は、 能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、 一の集合物 (以下「行政文書ファイル」という。) にまとめなけれ
- 3 ころにより、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。 容等に応じて系統的に分類し、 前項の場合において、行政文書ファイルについて、その事務及び事業の性質、 分かりやすい名称を付するとともに、次に掲げると 内

保存期間については、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間に

- 保存期間の満了する日については、次によること
- 早い日 (以下「ファイル作成日」という。) の属する年度の翌年度の四月一日 (同日以外の日を保存期間の起算日とすることが行政文書の適切な管理に資す 保存期間の起算日は、 行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も

- 当該文書管理者が定める日) とすること ると文書管理者が認める場合にあっては、ファイル作成日から一年以内の日で
- とめられた行政文書ファイルにあっては、 とを要しないこと。 文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書がま 保存期間の満了する日を設定するこ

П

に定める日まで延長することができる。 項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を当該各号 文書管理者は、 次の各号に掲げる行政文書及び行政文書ファイルについては、 第

4

現に監査、検査等の対象になっている行政文書及び行政文書ファイルにあって 当該監査、検査等が終了する日

は

- 一 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる行政文 書及び行政文書ファイルにあっては、当該訴訟が終結する日
- 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる 定の日の翌日から起算して一年を経過する日 行政文書及び行政文書ファイルにあっては、当該不服申立てに対する裁決又は決
- 項に規定する決定の日の翌日から起算して一年を経過する日 ファイルにあっては、当該開示請求に係る情報公開条例第十一条第一項又は第二 情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求があった行政文書及び行政文書

兀

- 五 その必要とされる期間が経過する日 職務の遂行のために必要とされる行政文書及び行政文書ファイルにあっては、
- 5 理者に報告しなければならない。 する日を延長するときは、文書管理者は、 前項の規定により行政文書及び行政文書ファイルの保存期間及び保存期間の満了 あらかじめ次に掲げる事項を総括文書管
- 延長後の保存期間及び保存期間の満了する日
- 延長の理由

6

管理者は、 が満了したときの措置として、 ては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。この場合において、文書 して特定して保存することをいう。以下同じ。) の措置を、それ以外のものにあっ への移管の措置又は特定保存 (本庁、出先機関及び教育機関において歴史公文書と 了時の措置の基準に基づき、 文書管理者は、 行政文書ファイルの管理を適切に行うため必要があると認めるときは、 行政文書ファイルについて、総括文書管理者が定める保存期間満 保存期間の満了前のできる限り早い時期に、 歴史公文書に該当するものにあっては公文書センター

2| (分類の基準等) 当該措置を変更することができる。

なければならない。
政文書ファイルの分類は、総括文書管理者が定める行政文書分類基準表により行わ第五十九条(前条第一項の規定による行政文書の分類及び同条第三項の規定による行

法については、別に定める。
ただし、行政文書及び行政文書ファイルが電磁的記録である場合における表示の方その行政文書又は行政文書ファイルの所定の欄又は余白に表示しなければならない。
イルの行政文書分類基準表による分類記号、保存期間及び保存期間の満了する日を
2 行政文書及び行政文書ファイルを分類したときは、当該行政文書又は行政文書ファ

第三款 保存

(保存の方法)

しなければならない。
において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。) の満了する日までの間、その内容、第六十条 行政文書ファイルは、当該行政文書ファイルの保存期間 (延長された場合

県

報

森

(本庁各課等における保管)

(副総括文書管理者等への引継ぎ)

(書庫における保管)

らない。 イル (以下「引継行政文書ファイル」という。) を書庫において保管しなければな第六十三条 副総括文書管理者等は、前条の規定により引継ぎを受けた行政文書ファ

(引継行政文書ファイルの閲覧)

管理者等の指示に従わなければならない。 引継行政文書ファイル閲覧簿 (第十五号様式) に所定の事項を記入し、副総括文書第六十四条 職員は、引継行政文書ファイルを書庫において閲覧しようとするときは、

(引継行政文書ファイルの貸出し)

ときは、五日を超える期間とすることができる。前項の貸出期間は、五日以内とする。ただし、副総括文書管理者等の承認を得た

2

3

文書管理者等の承認を得たときは、庁外に持ち出すことができる。取り換え、若しくは改ざんし、又は庁外に持ち出してはならない。ただし、副総括第一項の規定により引継行政文書ファイルの貸出しを受けた者は、これを転貸し、

(官公署等への提出のための持ち出し)

できる。 (第十六号様式) により、副総括文書管理者等の承認を得て庁外に持ち出すことが (第十六号様式) により、副総括文書管理者等の承認を得て庁外に持ち出すことが 場合又は県を当事者とする訴訟の遂行上引継行政文書ファイルにまとめられた行政 イルにまとめられた行政文書を提出しなければならない場合若しくはこれに準ずる第六十六条 文書管理者は、法令の規定に基づき他の官公署に対して引継行政文書ファ

(電磁的記録である行政文書ファイルの保存)

書ファイルの保存については、別に定める。第六十七条の第六十一条から前条までの規定にかかわらず、電磁的記録である行政文

(行政文書ファイル管理簿)

存期間が設定された行政文書ファイルについては、この限りでない。書ファイル管理簿」という。) に記載しなければならない。ただし、一年未満の保不開示情報をいう。以下同じ。) に該当するものを除く。) を帳簿 (以下「行政文毎年度一回、次に掲げる事項 (不開示情報 (情報公開条例第七条第一項に規定する第六十八条 文書管理者は、行政文書ファイルの管理を適切に行うため、少なくとも

- 一行政文書ファイルの分類、名称及びファイル作成日の属する年度
- | 行政文書ファイルの保存期間及び保存期間の満了する日
- 二 行政文書ファイルの保存期間が満了したときの措置

(移管等に当たっての意見)

五 行政文書ファイルの記録媒体 四 行政文書ファイルの保存場所及び管理者

- ればならない。

 が理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなけ、型組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなけところにより、県政情報センターに備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報2 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿について、総括文書管理者が定める
- し、又は廃棄した日等について、移管・廃棄簿に記載しなければならない。政文書ファイルに関する記載を削除するとともに、その名称、移管し、特定保存をに移管し、特定保存をし、又は廃棄したときは、行政文書ファイル管理簿の当該行3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイルについて、公文書センター

第四款 移管、廃棄等

(保存期間が満了したときの措置)

ターに移管し、特定保存をし、又は廃棄しなければならない。 文書ファイルについて、第五十八条第六項の規定による定めに基づき、公文書セン第六十九条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政

ければならない。
れ、これを開示しないことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなれ、これを開示しないことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さな存をする行政文書ファイルについて、不開示情報が記録されている行政文書が含ま第七十条 文書管理者は、前条の規定により、公文書センターに移管し、又は特定保

(廃棄の通知等)

しなければならない。
知に係る行政文書ファイルの廃棄に係る日の五十日前までに、その旨を知事に通知知に係る行政文書ファイルの廃棄に係る日の五十日前までに、その旨を総括文書管理者に通知しなければならない。この場合において、総括文書管理者は、当該通ファイルを廃棄しようとするときは、その日の六十日前までに、その旨を総括文書第七十一条 文書管理者は、第六十九条の規定により、保存期間が満了した行政文書

(廃棄の処理の方法)

ればならない。されている不開示情報その他の情報の適切な取扱いが確保されるように処理しなけっている不開示情報その他の情報の適切な取扱いが確保されるように処理しなけっている廃棄するときは、当該行政文書ファイルにまとめられた行政文書に記録第七十二条(文書管理者は、第六十九条の規定により、保存期間が満了した行政文書

第五款 管理状況の報告等

(管理状況の報告及び公表)

らない。
合において、総括文書管理者は、当該報告を取りまとめ、知事に報告しなければな合において、総括文書管理者は、当該報告を取りまとめ、知事に報告しなければならない。この場第七十三条 文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の

(紛失等への対応)

きは、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。 第七十四条 文書管理者は、行政文書ファイルの紛失又は誤廃棄が明らかとなったと

めに必要な措置を講じなければならない。総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のた

第三節 特定歴史公文書の保存、利用等

(呆字)

り廃棄されるに至るまでの間、保存しなければならない。第七十五条 文書管理者は、特定歴史公文書について、第七十八条第一項の規定によ

(目録)

録を作成しなければならない。 資するため、次に掲げる事項 (不開示情報に該当するものを除く。) を記載した目第七十六条 文書管理者は、特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に

- 特定歴史公文書の分類及び名称
- 一 特定歴史公文書の移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

- 開始した時期 特定歴史公文書の移管若しくは寄贈若しくは寄託を受けた時期又は特定保存を
- 兀 特定歴史公文書の保存場所及び管理者
- 五 特定歴史公文書の記録媒体
- 2 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 公文書センターに備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用す 総括文書管理者は、 前項の目録について、総括文書管理者が定めるところにより、

第七十七条 護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) の定めるところによる。 (廃棄) 特定歴史公文書の利用については、情報公開条例及び青森県個人情報保

第七十八条 文書管理者は、特定歴史公文書として保存されている文書について、劣 化が著しく判読及び修復が困難なため利用できなくなり、又は歴史資料として重要 でなくなったと認める場合は、当該文書を廃棄することができる。

廃棄しようとするときは、その旨を、その日の六十日前までに総括文書管理者に通 知しなければならない。 ときは、当該通知に係る文書の廃棄に係る日の五十日前までに、その旨を知事に通 知しなければならない。この場合において、総括文書管理者は、当該通知を受けた 文書管理者は、前項の規定により、特定歴史公文書として保存されている文書を

県

青

森

報

3 日の五十日前までに、その旨及び第七十六条第一項各号に掲げる事項 (不開示情報 に該当するものを除く。) を公表しなければならない。 前項後段に規定する場合において、文書管理者は、当該文書を廃棄しようとする

(保存、 利用等の状況の報告及び公表

第七十九条 毎年度、 ばならない 管理者は、当該報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、 総括文書管理者に報告しなければならない。 文書管理者は、 特定歴史公文書の保存、 利用及び廃棄の状況について、 この場合において、 知事に報告しなけれ 総括文書

第四章

(研修)

第八十条 な管理及び歴史公文書の適切な保存のために必要な知識及び技能を習得させ、 職員福利課長は、職員に対し、 文書の取扱い、行政文書の適正かつ効果的 及び

向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第八十一条 前二章の規定は、 書類 (次項において「刑事訴訟に関する書類」という。) 及び押収物については、 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号) に規定する訴訟に関する 適用しない

めに必要な措置を講ずるものとする。 刑事訴訟に関する書類で歴史公文書に該当するものについては、 適切な保存のた

(施行事項

2

第八十二条
この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

則

(施行期日)

この訓令は、平成二十五年十月一日から施行する。

1

(行政文書の管理に係る適用区分等)

- 2 作成し、又は取得した行政文書について適用し、 行政文書については、なお従前の例による。 第三章第二節の規定は、この訓令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に 施行日前に作成し、又は取得した
- 3 の例によって取り扱うよう努めるものとする。 この訓令の施行の際現に保有している行政文書については、 第三章第二節の規定
- は 前項の規定により、 特定歴史公文書とみなす。 公文書センターに移管され、 又は特定保存がされた行政文書

4

(青森県教育委員会文書取扱規程の廃止

5

十二号) は、廃止する。 青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第

(青森県教育委員会文書取扱規程の廃止に伴う経過措置

- 6 規定によってした手続その他の行為とみなす。 「旧文書取扱規程」という。) の規定による手続その他の行為は、 施行日前にした前項の規定による廃止前の青森県教育委員会文書取扱規程 (以下 この訓令の相当
- 7 使用することができる。 旧文書取扱規程により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを

貉

东

î

₩

田 類

仁田

汶

加

田

教

仁 椺 楪

加

셑

逥

冬

教

榅

귀

教

₩

洏

教

删

楪

洏

椺

逥

加

疋 龠 나

加

小

校

제

田

A

긔

귀 教

<u>=</u> 榅

빼

楪

洏

빼

棎

洏

나

Ð

教

仁同

쵏

黑

#

貉

疋

ᇑ

田

Ø

1

疋

加

田

귀

教

仁同

化罗

빫

査

74、7

빼

楪

洏

教

仁同

牒

洏

祌

極文

 \rightarrow

EE

光

쵏

黑

別表第1 (第12条関係) 1 ひな型

A 強 本 洏 教

₩

셑

椺

逥

冬

과

務 椺 仁国 빼 东 逥 椺 楪 갋 加 逥 洏 ₩ 田 顕 炒 教

教 仁 셑 椺

加

⊪ 楪 逥 洏 炒 教

鰈 教 빼 加 仁同 楪 田 과 洏

施化 1

2

字体は、てん書体とすること。

この表にないものは、この表に準じて調製すること。

2 4 茶

×	Ø	庙	数	祟	樊	数	姓	樊	써	敝	顕	S
	一所	蔵文化財調査セン	位件		伽	仁同	画		逥	<u>س</u>	田	日
雷	東京田	化財	務	加	汶	長職務	Ж	Ж	長職務代行	иШи		9
체		置有面	用录		체	代行者印	제	체	代行	체		種
田		77		田	田	四四		田	- 古田	田		類
							(副田)	(正印)				(ミリメート)
24	_	2	21	21	24	27	27	35	28	28		法 ル平方)
小	小	数	数	庁 日	小	鄉	ター	総	ター	総	少年	
.> +	.>+	育業	育業	_	冭	H ==>	-所長印	合字校	-所長印	合社会教	少年自然の家所長	印の
校	×	具公	回给		加	部板	=	学校教育·	=	仁同	0家所	種
E	田	田	田		田	田		なり		74	原品	燕
(副印	(正印)	(副印)	(正印)									(ミリメート)
	$\overline{}$											=

校 邭 逥 教 删 7 炒 仁同 楪 小 田 椺 森県 빼 洏 核

片 小 删 楪 核 洏 ᅡ #

祵

教

仁田

##

貉

疋

₩

#

教

囯

쏬

教

榅

#

貉

疋

₩

囯

教

展

빼

教

仁同

##

貉

疋

⊪

東

教

 \forall

쏬

教

仁田

##

務

疋

₩

 \forall

教

 \vdash

쏬

教

ద

#

務

严

₩

 \vdash

教

2

出先機関

炒

答

M

1111

쌝

巾

別表第2 (第20条、第47条関係)

M 11111 뺩

巾

 \Box ₩ 과

	X	Х	#	₩	楼	₩	艱	楼	
	分	ᆟ	-				1000-	_,,	稟
	`	ı	誦	漆	職	漆		##	
	担	۴	₩	部		娄	福	政	
	籴	健							
	讄	栗	II型	型		型外	迷	胀	
		741							仂
	票	崃	崃	ൂ	ൂ	ൂ	ൂ	ൂ	
		JH	JH	JH	JH	JH	JH	JH	X
									11111
	教	狻	狻	楼	楼	楼	楼	楼	問
	X	Х	#	施)00	型外	職	政	加
L	• •		1				e1,	_ ~	

(W
数
首 慈
黙

3	埔	[1]
数	皷	
植類	M	>
## ##	∕5	教
	型	Ø
		山
	大旦	
	4	##
	ソ	務
	タ	21/4
	- 1	疋
	#	J#
	庫	[1]
	пш	111
	M	教

JH.	JH.	IIH	IIII	IIII	JH.	JH.	JH.	鄉	盜	**************************************	產	松	×		(
楪	#	K ¢	K ‡	ΚĘ	楪	楪			□▷	□◊	1111	粜		仂	7
	<i>\</i> +	共	<i>≯</i> ∤/	出	<i>∖</i> + <i>κ</i>	Λ Κ	枨		小	华	13	15			1 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
-11	匨	画	쓨	ᇒ	冊	阻	=n		核	성성		~			
央	画	驰		柒	画	副	回	H	数	数	併	併	111111		
回		林		校	리미	리미	4#3	11	型件	型外	皿	皿	шјіф		
4#	4#3	13	4#3	书	4#	4#	ווד		4	4	然	然			
	₩	坦	₩	<u>K</u>	₩	₩	₩		٧	٧					
小	1,17	茶	117	茶	117	117			Ø	Ø	Э	Э		答	
於	茶	□⊮	茶	□⊮	茶	茶	茶	部	I	I	洲	洲	部		
IIII	JH.	JH	JH.	JH.	JH.	JH.	J#	J#	J#	J#	種	菸	J#	X	
		共		串										111111111111111111111111111111111111111	
-13	圕	(7	쓨	<u>/</u>	出	团		郷	小	社	\ ÷	1	×	шіщ	
		回		画										썝	
回		13		书		回	교마	龠	4	4	洲	洲	龠	巾	
리미	리미	N/	리미		리미	리미	쁘띠	ᄪᆘ	14	14	제	제	마마	uln	ĺ

	+	[1]	馬	洲	ijЕ	7/5	75	75	-13	静	核	鰺	*	*	盼	田	滋	쏬
汧	者	₩	⊣	口口	 	雩	丰	彭	Ш	田	쳼	4	祖。	造	*	所	迅	*
마	田	*	総仰	回	교마	圕	中央	回	回	교마	回	治	继续	교마	回	川原	回	교마
半	副	邮继	副	4#3	4#3	邮继	副	4#	4#3	#	4#3	邮继	核談	半	#	画	4#3	#
小	半	₩	排	ψ	小	₩	徘	小	ψ	俳	小	₩	漸	排	俳	半	悱	俳
於	校	茶	茶	苶	苶	茶	校	交	茶	校	苶	冭	□⊮	校	校	校	茶	校
[11]	+	[1]	厮	淵	ijЕ	75	75	75	-13	企	核	無総	K	*	制	五	滋	끉
沢	閚		総			圕	11						回叶					#
剾	마	回叶	回	回	画	回叶	回	回	回	마	回	回	ì€	교마	교마	마	回	마

\blacksquare	田	[1]	>	>	>	>	>	>	\forall	\forall	\forall	田	田	가	퍼	가	ц	堺
4	I	I	I	Ш	三光	الآ	الآ	回	噩	横高	嶶	允樂	加	ケ	口口		回	过
回	剾	剾	中	团	业	끉	田	교마	교마	半半	勯	业	먡	所	剾	剾	교마	书
418	4#	4#	回	邮继	学校	邮继	邮继	4#3	4#3		半	学校	邮继	画	4#}	4#}	4#3	電船
₩;	₩	₩	排	小	南鄉	业	业	₩	₩	区	₩	大益	小	华	₩	₩	₩	华
校	茶	茶	校	茶	核會	茶	茶	茶	茶	校舎	茶	核會	茶	茶	茶	茶	茶	茶
田	田	11	>	>	>	>	>	>	*	*	*	田	田	汁	퍼	가	ц	野
4	الآ	الآ	-11	图	光帽	쏬	洲		二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	마		교마				الآ		
교마	回	回	回	画	圕	回	回	剾	回	Ш	回	\forall	回	回	回	回	剾	교마

	>	[1]	洲	75	75	JH	圕	>	C;	+	7/5	田	JH	>	加	[1]	莅	出
₩	الآ	汨	山	当	丰	K ‡	먉	الآ	U	告	丰	定,	楪	الآ	父	₩	K	严
洄	極	極	郔	业	₩ }	郔	Н	Н	Н	田	Н	三原	Н	겆	#	*	靊	川原
	牃	牃	牃	의 443	业	牃	牃	牃	业	半	牃	Н	牃	搟	無継	無業	牃	軍
	回	副中	回	学	剾	回	回	副	回	訓	副	業	回	回	訓		回	*
町	4#3	业	##	搌	徘	##	业	徘	继	业	徘	邮继	4#3	##	业	443	4#3	邮網
小	₩.	₩	₩	福 校	小	₩	₩	小	小	₩	小	小	₩	₩	₩	₩	₩	#
核	菸	茶	菸	□⊮	核	菸	茶	茶	核	茶	茶	茶	茶	菸	茶	茶	茶	校
	>	[1]	洲	75	75	JH	圕	>	C;	+	75	出	JH	>	加	[1]	右	田
	橀	盛	橀	米 回	₩}	橀	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	⅓	和曲	訓曲	訓曲	加曲
皿仆	回	교마	回	搌	마	回	回	마	교마	마	마	마		回	回	回	回	回

[1]	/	>	C;	ц	淵	75	75	ΚĘ	滋	JH	JH	JH	JH	JH	>	75	JH	>
K			U		山	雪	≕	⊞	選	₹	₹	KĶ	KĶ	ΚĘ				
마	徭	徭				艦	徭	ш	رت_	能 	組	批	舥	艦		曹	K ¢	
华	1	I	橅	橅	橅	11	I	橨	横	回	回	ተ	11	I			押幣	叫
校图	癥	梅	讄	讄	讄	本	梅	讄	讄	4#	4#	橅	橅	横	# HIIII	Hill	Hilm	Ш
M		淵	₩.	₩.	₩	讄	XIII	₩	418	養護	養護	讄	讄	讄	₩;	₩	₩	排
₩ -	小	桃	117	117	117	₩	桃	1,1	1,1	₩.	₩.	₩	₩	₩				
核	校	校	茶	茶	茶	茶	校	校	茶	茶	茶	茶	茶	茶	校	校	茶	冭
[1]	Л	Л	G;	ц	淵	75	75	K ‡	湴	JJH	JJH	IIII	III	JJH	>	75	J	>
										11	I							
Мţ		ı	J				ı					粕						
-13	橅	橅	繖	繖	繖	쐒	橅	橨	橅	橅	橅	橅	橅	橅			描號	叫

밂

	② 青森県行政手続条例第五条第一項に規定する			2) 行政機関協議文書	で構成され
	びにこれらの立案の検討に関する審議会等文	もん		会等文書 (1) 立案基礎文書及び立案の検討に関する審議	係行政機関会議又は関
	する漂隼りな期間を定めるための夬戝文書並規定する行政指導指針及び同法第六条に規定	違こ関する 及びその経	三 十 年	1 基本方金 基本言画等に係る繁件に関するが	育委員会の
	基	義務の得喪	Ē F	基	美
年	⑴ 行政手続法第二条第八号口に規定する審査1 審査基準等に関する次に掲げる文書	法人の権利 個人又は	年	(1こ規定するものを余く。) 2 議会に提出する議案又は報告に関する文書	を 除 く。)
	③ 基準を他の行政機関等に通知した文書				掲げるもの
	の設定に至る過程が記録された文書の設定に至る過程が記録された文書			③ 議案及び報告の提出のための決裁文書(②)行政権界協議文書(②)	の(前号に
	会	\{ 		会	ご 目 かる
	① 立案基礎文書及び立案の検討に関する審議	ものを除		① 立案基礎文書及び立案の検討に関する審議	又は報告及
	その経緯に関する次に掲げる文書	号に掲げる		げる文書	出する議案
年	2 他の行政機関等に対して示す基準の設定及び	もの (前三	三十年	1 議会に提出する議案又は報告に関する次に掲	二議会に提
	③ 申合せの内容が記録された文書	緯に関する		するものを除く。)	
	記録された文書	及びその経	年	2 条例、規則、規程等に関する文書 (1に規定)	
	が記録された文書その他申合せに至る過程が	基準の設定	=		
	料として提出された文書及び当該会議の議事	対して示す		書	
	② 他の行政機関等との会議に検討のための資	政機関等に		(7) 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文	
	関協議文書	又は他の行		る文書	
	① 申合せに係る案の立案基礎文書及び行政機	よる申合せ		6 公布に関する文書その他の県報公示に関す	
	掲げる文書	政機関等に		文 書	
十 年	1 複数の行政機関等による申合せに関する次に	四 複数の行		(5) 規則、規程等の制定又は改廃のための決裁	
	書				
	4 当該会議等の決定等の内容が記録された文	を除く		定	:
		注余く。)			るまの
		曷げるらり		② 行政機関協議文書	経緯に関す
	会	前号で		会	廃及びその
	① 立案基礎文書及び立案の検討に関する審議	するもの		条基 基礎 文	制定又は改
	げ	DY 定等及びそ	年	1 条例、規則、規程等に関する次に掲げる文書	条例等の
年	2 当該会議等の決定等に係る案件に関する次に	む。) の決	保存期間	行 政 文 書	区分
	書	るものを含			
		れらに準ず		行政文書の保存期間の基準	行政文書の!
	③ 当該会議等に提出された文書	る会議 (こ		八条関係)	別表第三 (第五十八条関係)

(3) 裁決、決定その他の処分をするための決裁(1) 不服申立書又は口頭による不服申立てにおり、不服申立でに関する次に掲げる文書		化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)4 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正該処分に至る過程が記録された文書該処分に至る過程が記録された文書の他当	至る過程が記録された文書の他当該処分に別が行政手続法第二条第四号に規定する不利益のがでいる文書の他当該処分に関する次に掲げる文書	(1) 行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に至る過程が記録された文書をするための決裁文書その他当該等をするための決裁文書その他当該許認可等をするための決裁文書その他当該許認可等	2 許認可等に関する次に掲げる文書 る処分基準、同条例第三十四条に規定する複数の者を対象とする行政指導に共通してその数の者を対象とする行政指導に共通してその数の者を対象とする行政指導に共通してその表に関する審査基準、同条例第十二条第一項に規定する
裁定日以後十日に係る特別の処	せ 後 るする 年 定 日	5 事業付に 係る る	に益十年	該 日以後十年 円 等の効力が	文並定の複す当該許認可
する もの は通達に関			を 排 除 に る も 0	高がるもの の人事に関 の人事に関 の人事に関	
② 制定又は改廃のための決裁文書	4 退職手当の支給の決定に至る過程が記録された(1) 退職手当の支給の決定に至る過程が記録された文書	3 職員の研修及び服務に関する次書 (3) 兼業の許可に関する文書 (3) 兼業の許可に関する文書 (3) ・	② 制定又は変更のための決裁文書文書 文書 「山」立案の検討の結果に至る過程が記録されたげる文書	2 人事評価の実施に関する規程に関する次に掲① 当該要求の基礎となった意思決定及び当該② 当該要求の基礎となった意思決定及び当該1 組織及び定員に関する次に掲げる文書	文書その他当該処分に至る過程が記録された 文書 (4) 裁決書又は決定書 (1) 訴訟の提起に関する文書 次に掲げる文書 (2) 訴訟における主張又は立証に関する文書 (3) 判決書又は和解調書
十年	か 年 期 と が を 行 う こ と が で う う こ し い ず る の し の も の し の も る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	三年		+ + 年 年	後 十年 年 日 以 係 結

	のを除りる。	た。 の (前各号 の (前各号					<	各号に掲げ	るもの (前 決算に関す	を除く。) 掲げるもの
公共事業評価に関する文書に関する文書工事誌、事業完了報告書その他の事業の札及び契約に関する文書	(4) 事業の経費積算が記録された文書その他の入(3) 事業を実施するための決裁文書との協議又は調整に関する文書との協議又は調整に関する文書	等共	提出に至る過程が記録された文書(4)(1)から③までに掲げるもののほか、決算の	監査委員の審査を受び証拠書類	2) 監査委員に提出し、又は送付した計算書及過程が記録された文書	避となった意思決定及び当該意思決定に至る ① 歳入及び歳出の決算書並びにその作製の基2 決算に関する次に掲げる文書	書 (2) (1)に掲げるもののほが、予算の成立に至る(2) (1)に掲げるもののほが、予算の成立に至る	() ころず () こうで () に至る過程が記録された文製の基礎となった意思決定	負担行為の見積りに関する書類並びにその作① 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務1 予算に関する次に掲げる文書	③ 県報公示に関する文書
いずれか長 係る特定日	は事後 係る特定 は事後 手足					五年			十 年	
		の の	ー 十 に三 場	を持	男 _	十	0 I 0 I	+ 	くる各	+
		の の以外のも	に掲げるも 三 前各号	を除く。)	場げるらの (前各号に	関するもの 書の管理に 一行政文	のを除く。)のを除く。)	は審議会等 一 議会又	く。) 各号に掲げ	るもの (前 彰等に関す
(1又は6に規定するものを除く。) 書(5又は6に規定するものを除く。) 書(5又は6に規定するものを除く。) 4 所掌事務のうち軽易な事項に係る意思決定及	く。) 文書 (1又は4から6までに規定するものを除文書 (1又は4から6までに規定するものを除及び当該意思決定に至る過程が記録された行政3 所掌事務のうち定型的な事項に係る意思決定	6までに規定するものを除く。) 至る過程が記録された行政文書 (1又は3から2 所掌事務に係る意思決定及び当該意思決定に	飛げるも 意思決定に至る過程が記録された行政文書前各号 1 県政上の重要な事項に係る意思決定及び当該	味く。) 棄の状況が記録された帳簿 3 行政文書ファイル等の移管、特定保存又は廃	がるらり 2 文書の管理を行うための帳簿(前各号に) 2 文書の管理を行うための帳簿	すの	のを除く。) (前各号 に関するも (1)	審	らのを除られている。	る 彰 等 に 典

備考 この表において、 6 軽易な事項の事務処理に関する行政文書 次の各号に掲げる用語の意義は、 事務処理上 必要な一年 未満の期間

による。 当該各号に定めるところ

立案基礎文書
立案の基礎となった県政に関する基本方針又は県政上の重要

至る過程が記録された文書をいう。 び当該機関又は当該会合の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された 構成員とする懇談会その他の会合に検討のための資料として提出された文書及 文書その他当該機関若しくは当該会合における決定若しくは了解又はこれらに な事項に係る意思決定が記録された文書をいう。 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を

三 決裁文書 県として行われる意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこ 確認した行政文書をいう。 れらに類する行為を行うことにより、その内容を県の意思として決定し、又は

の他の当該協議に関する文書をいう。 の行政機関等の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書そ 行政機関協議文書 他の行政機関等への協議に係る案、当該協議に関する他

青

議に関する文書をいう。 文書、議会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の議会審 議会審議文書 議会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された

日)をいう。 とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっ 了の日) の属する年度の翌年度の四月一日 る日 (表の第九号にあっては、事業終了の日、 特定日 当該確定することとなる日から一年以内の日で当該文書管理者が定める 第五十八条第一項第二号口に規定する保存期間が確定することとな (同日以外の日を保存期間の起算日 再評価終了の日又は事後評価終

第1号様式 (第15条関係)

課所等の長

田

青森県教育委員会教育長 礟

丑 뺿 蠍 承 짾 -111 쌞 1

1>

次のとおり公印を調製したいので、 承認を申請します。

公印の名称

2 ひな型及び寸法

 ω 使用事務の範囲

4 保管の予定者

បា 調製の理由

使用開始予定年月日

6

注 1 専用公印以外の公印の調製の場合は、3及び4は記載を要しない。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

0

Ш J|I

併 徭

田

1

鄸

⊳

프

9 ₩

栋

調製 (廃止) の 理 由

使用開始(廃止)

龠

4

併

田

Ш

瘇

4

誤

型

#

第2号様式 (第15条関係)

教育庁職員福利課長 骤

課所等の長

次のとおり公印を調製(廃止)したので、届け出ます。

⊳

프

噩

鱡 (**秦**

⊬) Ħ

第 年 Н 11日本

Ħ 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

							哥
							赆
龕	光	₽	麗	南	備	備	⋼
	F	F	始	\mathbb{H}	立	立	⊞
	中	年	告	併	年 月	課 所	の 名
淋	爿	ЛП	쉬	年月日	Ш	Ť ¥	称
	年		年				
	Я		Я				
	▥		Ш				
	徭		溌				
	力		号				

注1 印影3個(告示を要しないものにあっては、1個)が明瞭に押印された書面を

2 添付すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第16条、第19条関係)

B

프

肅

Ä

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第4号様式 (第17条、第19条、第43条関係)

印影刷込文書受払簿 (事前押印文書受払簿)

文書の名称

		年月日
		番号
		交付先
		印刷(押印) 枚 数
		交付枚数
		残枚数
		備光

注1 不用となった事前押印文書を公印保管者に引き渡す場合は、事前押印文書受払 簿の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式 (第19条、第21条関係)

拱 澎 典 鄻

発番

行号

発行月日

登番 載号

#

¥

 \mathbb{H} m) 鰥

灬

第6号様式 (第19条、第21条、第38条、第46条関係)

∜ 搟 緗 声 癣

		Д
		Ш
		串
		坦
		/ ‡
		名
		宛
		名
		#
		禪
		鰈

Ħ 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第7号様式 (第19条、第22条、第23条、第46条関係)

親展文書等配布簿 (書留郵便物配布簿)

		坝川
		II W
		収受 者印
		種類
		通
		(個)
		数
		宛
		名
		差
		出人
		主 管 課受領者印
		備考

注1 収受した日のうちに配布できなかった場合は、収受月日の下に配布月日を併記

書留の取扱いの郵便物の場合は、通(個)数欄に引受番号を記入すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第8号様式 (第19条、第22条、第23条、第46条関係)

金券・現金封入書類配布簿

		2	Ш
		I	ш
		配布	金券種類及び番
		先	中
		ŧ	₽
		ž	姷
		E	# ∃
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	印料配
		\$ 5	- 市場老田

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第9号様式 (第19条、第22条、第24条関係)

		収受月日
		文書番号 年 月 日
		宛 名
		差出人
		件 名
		配布課名
		受領者印

注1 収受した目のうちに配布できなかった場合は、収受月目の下に配布月日を併記 すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第10号様式 (第19条、第20条、第23条、第46条関係)

文書処理簿 (親展文書等処理簿)

20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		文書番号 収受月日 文書番号・ 宛 名 差 出 人 件 施 行 月 日

Ħ

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第11号様式 (第22条、 第23条関係)

Ħ

KK

Ш

4

哥



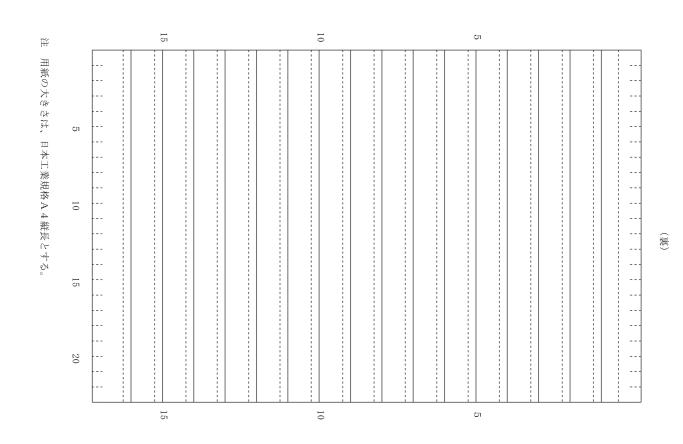
Ħ 押印は青色を用いるものとする。

第12号様式 (第27条、第31条、第33条関係)

案用紙(表)

苎

		東 認 田田 昭 田田	7. 2		加	J=	継	番号青	文書記号・	
		F 5					Д	平	广	摇
		₩			Ш	_	Ш	年	処理期限	処理
発送年月日		净書者 印		決裁年月			Я	年	Ж	問
								àrk :	施行上の注意	施行
皿	黒	サブマネージャー	シャントープール	具重	東大課代	鰥	茨東	教育次長	教育長	数
· · · · · · ·	電話	ひます。	してよいか伺います。 します。	 						
ガループ	起案者 輩				# T	次のと		とについて、	7	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	! ! ! ! ! ! !	! ! ! ! !	1 1 1 1 1 1	! ! !		:	 	II.	作名
年月日	保存期間満了日		' ,	ジャー	代理	聚 対	次 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	牧用女		
年・未設定	保存期間	_	ープマネー	ガルー	無本					決 裁
-	分類記号	分								



第14号様式 (第44条関係)

Ä

押印は青色を用いるものとする。

#裁 Ш 4 中

年

田

Ш

狭

裁

Ä 押印は赤色を用いるものとする。

年 発 田 羙 Ш

発

茏 ш 4 Ξ,

> Ä 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第15号様式 (第64条関係)

引継行政文書ファイル閲覧簿

		課名	閲覧
		氏 名	者
			問 悟行 敬 す 書 フ ァ イ ル
			譱
		,	<u></u>

第16号様式(第65条、

第66条関係)

引継行政文書ファイル貸出(庁外持出)書

	友		鰥	≯ 6	→ >		氣	9	
超				6日以上貸出し 外持ち出し)の	极文		出(庁	調の次の、、、、	罪
耿	1		加	- 貸出 日し)	サフ		外持	総括3代表とおりに関係しておりに対している。	<u> </u>
			グループマネージャー	引し (庁の理由	行政文書ファイル		貸出 (庁外持出) 期間	副総括文書管理者 (次のとおり引継行政文章 ので、承認してください。	
			4 7	ш ¬,,				里者 (丁政文章	× ×
			サブマオージャー					(グループマネージャー
			1				Я	課長) ルの貨	じょ
	世 倉 田		票回				用から) 闕 出しを	サブマネージャー
世世	(庁外持出) 当 者		 } 					受け	1 1
月光	当者		記録の認					たい	電 地
要=	月日		がたって				Я	(庁外	(元) (元)
Э	Я	中	上記のとおり貸出し (庁外持ち出し)を承認してよろしいか。				ま な	副総括文書管理者 (課長) 殿 次のとおり引継行政文書ファイルの貸出しを受けたい (庁外に持ち出ししたい)で、承認してください。	借受 (庁外持出) 者 職 氏 名 印
			:外持					月した	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
	Ш	Д	5出し)				三	(ייי	電話番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

へ 事 委 員 今

平成二十五年九月三十日

青林県人事委員会委員長

寺

尾

進

人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則二(二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を次のように改正す

第二章の章名を次のように改める。

శ్ర

第二章 公印及び文書取扱い等

同条第三号とする。
「教五条中「及び小包(鉄道便及びこれに準ずるものをいう。)」を削り、同条第一
第五条中「及び小包(鉄道便及びこれに準ずるものをいう。)」を削り、同条第一
第五条中「及び小包(鉄道便及びこれに準ずるものをいう。)」を削り、同条第一
第五条中「及び小包(鉄道便及びこれに準ずるものをいう。)」を削り、同条第一

処理簿」に改め、同項に後段として次のように加える。(第六条第一項中「発送」を「施行」に改め、同条第三項中「文書件名簿」を「文書

ることができる。 この場合において、必要があると認められるときは、文書番号に補助番号を付す

なければならない」を「付することができる」に改める。 代えて」に、「付さ)、第六条第四項中「軽易な」を「、軽易な」に、「かえて」を「代えて」に、「付さ

女りる。 第七条中「第五号様式」を「第四号様式」に、「第六号様式」を「第五号様式」に

て」を「取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等につい第八条の見出しを「 (公印及び文書の取扱い等) 」に改め、同条中「取扱いについ

県 報 青 森 号外第70号

細配

て」に、「青森県文書取扱規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)」 八号様式」を「第七号様式」に改める。 「青森県文書取扱規程 (平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号) 」に改める。 第九条中「勤務中」を「、勤務中」に、 「第七号様式」を「第六号様式」に、 第 を

2

前項の公印の寸法及びひな型は、次のとおりとする。

二十七ミリメートル平方

二十七ミリメートル平方

第三号様式中「文書件名簿」を「文書処理簿」に、

_	-		
文書		細巾	収発
]		Į	
来書番号月日		又は発信月日	来書番号月日
È		F	Ĥ
1		Ц	ď
宛右		Ж	9+
位区		EE	イ名又
歼		>	줘
4 H H		1里大只	新米百 百
1		啉	旭
i i		田	湓
	_	- 7	÷

旧旧 来書番与月日 又は施行月日 弁 加 名名とは 揺 EE 種類 受領者 に改める。

を一様式ずつ繰り上げる。 第四号様式を削り、第五号様式を第四号様式とし、 第六号様式から第八号様式まで

則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

収 用 委 員

青森県収用委員会規則第一号

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する 青森県収用委員会運営規則 (昭和五十五年十一月青森県収用委員会規則第一号) の

第十八条第二項を次のように改める 第二条第一項第二十二号中「第百二十八条」を「第百三十八条」に改める。

> 青 森 県

> > 県

印

員 会

之

収

用

委

員

숲

二十七ミリメートル平方

二十七ミリメートル平方

員

囙

숲

툱

印

収

用

委

収

用

委

員

숲

青

森

県

青

森

代 숲 理 長 者 印 務

青 森 収用委

툱

第二十条を第二十一条とする。

同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。 を「の取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等」に改め 第十九条の見出しを「 (文書の取扱い等) 」に改め、 同条中「及び公印の取扱い」

(文書記号)

第十九条 委員会の文書記号は、 「青収委」とする。

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行